

令和2年3月25日

(緊急) 自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策
～新型コロナウイルス感染拡大防止～

【注意！！名義変更のみ、廃車のみの手続きは対象となりません】

新型コロナウイルス感染症については、感染の流行を早期に終息させるため、クラスター（集団）が次のクラスターを生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じる必要があります。その対策を国土交通省・総務省と協議を行った結果

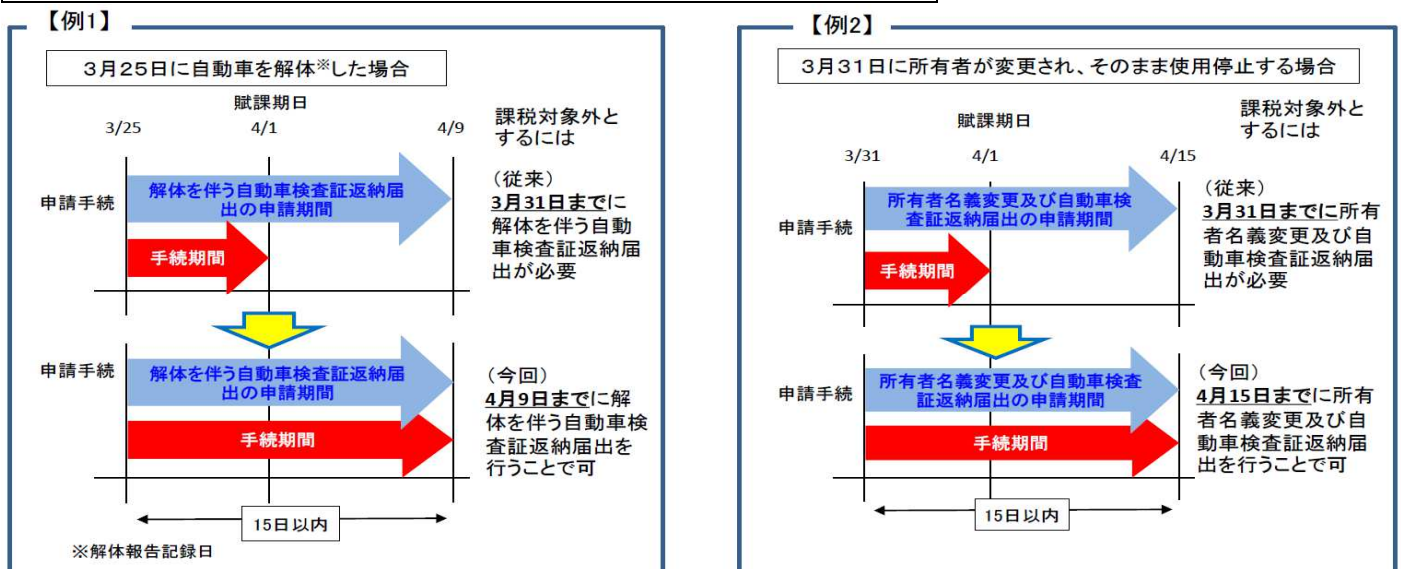
3月中にお客様との間で「解体を伴う廃車・廃車を前提とした所有者変更」の事実が発生し、かつ、その事実の発生日から15日以内に窓口で所定の手続きが行われた場合に限り、当該手続き及び税の申告が令和2年4月以降（例1・2参照）であっても3月中に事由が発生したこととして課税処理を行うよう総務省から地方自治体に通知されましたので、当該取扱いを踏まえ、3月中の来所を避けていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

軽自動車税の賦課期日が4月1日であるため、廃車等の手続きを3月末までに終了させようと申請が年度末に集中し、不特定多数の申請者が窓口を訪れる傾向にありますが、上記取扱いを踏まえ、3月中の来所を避けていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

対象となる手続き（必ず申請時に※申立書を添付してください） ※検査協会HPに掲載

- ・解体を伴う自動車検査証返納届出を行う場合（自動車リサイクルシステムの車両状況照会が必要）
- ・所有者名義変更及び自動車検査証返納届出を同時に行う場合
- ・所有者名義変更及び輸出予定届出を同時に行う場合

名義変更のみ、廃車のみの手続きは対象となりません。



手続きに関して不明な点がございましたら、窓口にお問い合わせください。

但し、軽自動車税の課税等については、最寄りの市町村役場にお問い合わせください。